主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(なお上告理由は種々の論点からきわめて詳細にわたり原審参加人Cが住所を移転したものでないということを主張するのであるが、原判決の説明するところによれば、右Cが昭和二六年四月中遅くも同月三〇日執行の岐阜県議会員選挙期日までにその住所を土岐郡 a 町から多治見市に移転した事実を認めることができる。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	井	上		登
裁判[官	島			保
裁判[官	河	村	又	介
裁判[官	/]\	林	俊	Ξ
就 坐川	È	木	ᡮᡳᡰ	盖大	郎